

浜松市内における地下水環境基準の超過に係る 調査結果について

令和2年7月3日付け「浜松市内における地下水環境基準の超過について」でお知らせしたことについて調査した結果、以下のとおり、いずれも地下水環境基準を満たしていました。

なお、調査地点の具体的名称、所在地については、個人情報保護の観点から公表を控えさせていただきます。

1 調査結果

地区名	検査項目	井戸水検査 件数(※1)	基準超過 件数	検出値	基準値 (※2)
浜名地区	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	39	0	2.9～10 mg/L	10 mg/L
芳川地区	ヒ素及び その化合物	2	0	不検出	0.01 mg/L
天竜地区	ヒ素及び その化合物	1	0	不検出	0.01 mg/L

※1) 調査対象範囲において調査希望があったすべての井戸。なお、基準超過の発見地点を除く。

※2) 地下水環境基準、飲料水基準ともに同一の値。

2 調査実施期間

令和2年7月6日から令和2年7月27日まで

3 環境基準超過理由の推定

(1) 浜名地区

以下のことから、環境基準の超過は施肥由来である可能性が高いと考えられます。

- ・調査した周辺井戸の全てにおいて当該物質が環境基準未満で検出されたこと。
- ・周辺に環境基準超過との因果関係が推定される事業所や点的発生源がないこと。
- ・当該地域及び周辺地域には畑が多く、全国的に「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」による地下水汚染の原因は施肥によるものが大半であることが知られていること。

(2) 芳川地区及び天竜地区

以下のことから、環境基準の超過は自然由来である可能性があると考えられます。

- ・調査した周辺の井戸において当該物質は検出されなかったこと。
- ・周辺に環境基準超過との因果関係が推定される事業所や点的発生源がないこと。

- ・ヒ素は天然に存在する物質であり、当該地域の地殻には少量のヒ素が含まれていることが知られていること。
- ・全国的に「ヒ素及びその化合物」による地下水汚染の原因は、基準値を大きく超過していないものについては自然由来であると判断されている事例が多いこと。

4 今後の市の対応

今回の調査では、周辺に地下水環境基準を超過した井戸はなかったことから、周辺住民への健康被害発生のおそれはないと判断し、本件に係る調査を終了します。

なお、浜名地区については、基準値内で比較的高い数値が検出されているため、令和3年度以降、当該地区において定点的に地下水の継続監視を実施します。

5 住民へ呼びかける注意事項

- ・今回の調査は検査項目を限定して実施したものであり、今回の調査結果をもって井戸水の安全性を評価できるものではありません。
- ・井戸水を飲用する際には、定期的に水質検査を実施するなどして安全確保に努めてください。